

令和8年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業  
特 別 会 計 予 算

令和8年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
2 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
3 繰入金		102,281
	1 一般会計繰入金	102,281
4 繰越金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 雜 入	2
6 市 債		56,700
	1 市 債	56,700
歳 入 合 計		159,000

歲出

(単位：千円)

第2表

## 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
大門下野田特定地区画整理事業	56,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。